

大阪府知事選挙・大阪府議会議員選挙

投票できる人

市内の投票所で投票できるのは、満18歳以上（平成17年4月10日までに生まれた人）の日本国民で、令和4年12月30日以前から羽曳野市の住民基本台帳に記載され、継続して居住されている人です。

投票所入場整理券をお持ちください

投票所入場整理券は、世帯ごとに同封して郵送します。それぞれご本人の入場整理券を持参して投票所にお越しください。入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した「選挙公報」は、投票日前日までに各家庭に配布します。

また、期日前投票所、支所、コミュニティセンター、図書館等にも設置し、インターネットでもご覧いただけるようになります。

点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

期日前投票

投票日当日に投票に行けない方は期日前投票ができます。

《期間》 4月8日(出)まで 《時間》 8:30～20:00

《場所》 市役所本館1階ロビー、はびきのコロセアム1階幼児室

体が不自由な方へ

投票所には、車いすを利用されている方のための記載台や目の不自由な方のための点字器を用意しています。また、車いす、手話通訳が必要な方は、事前に選挙管理委員会にご連絡ください。

投票を無効にしないために

大切な1票を無効にしないために、投票は正確に記載してください。

次のような投票は無効になります。

- ・候補者でない者の氏名を記載したもの
- ・2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ・どの候補者の氏名を記載したのか確認できないもの
- ・他事を記載したもの



夜8時までのシンデレラ?

シンデレラの願いが叶うのは夜12時まで。

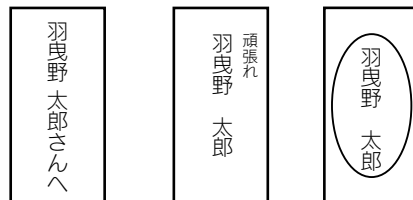
では、あなたの願い、みんなの願いを叶えるための選挙は?

投票所は夜8時まで、あなたに来てくれるのを待っています。

休日のレジャーやショッピングの後でも、きっと間に合いますよ。

総務省・(財)明るい選挙推進協会

氏名の下に、「へ」、「に」、「さんへ」とついたり、「頑張れ!」、「必勝」や、「○(まる)」、「×(ばつ)」など、候補者の氏名とは関係のない言葉や記号を書くと無効になります。



無効となる他事を記載したものの例

投票日時は 4月9日(日) 7:00～20:00

羽曳野市
選挙管理委員会事務局
☎ 072-958-1111
(内線 4610・4620)

【開票日時】 4月9日(日) 21:15 から 【開票場所】 市民体育館 (羽曳野市西浦 1047)

滞在地での不在者投票

選挙期間中、仕事等で市外に滞在している場合、滞在地の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用してオンラインでの申請も可能です。※手続きや、申請に必要な書類の様式は市ウェブサイトをご覧ください。なお、投票につきましては郵送での手続きになりますのでお早めに申請をお願いします。

郵便等による不在者投票

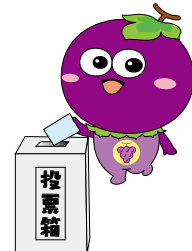
郵便等による不在者投票用紙の請求期限は4月5日(水)までです。郵便等投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入院、入所されている方は、施設長に申し出ると、施設で不在者投票をすることができます。詳しくは病院(施設)にお問い合わせください。

転入届出・転出届出をされた方へ

届出の種類		届出の日	投票場所・投票の可否		
			新住所地で 投票できる	前住所地で 投票できる	投票できない
転入届出を された方	他府県から転入	令和4年12月22日以前	○		
		令和4年12月23日以後 令和4年12月30日以前	○※1		
		令和4年12月31日以後			○
	府内の市町村 から転入	令和4年12月22日以前	○		
		令和4年12月23日以後 令和4年12月30日以前	お問い合わせください		
		令和4年12月31日以後		○※2	
転出届出を された方	他府県へ転出	全期間			○
	府内の市町村に 転出	令和4年12月22日以前	○		
		令和4年12月23日以後 令和4年12月30日以前	お問い合わせください		
		令和4年12月31日以後		○※2	



(※1) 届出の日や居住地により異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

(※2) 「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」の提示または引き続き住所を有することの確認が必要です。

- ①「証明書」は、お住まいの市区町村に限らず、どこの大阪府内の市区町村の住民票を担当する窓口でも無料発行できます。期日前投票または当日投票を行う方は、事前に証明書の交付を受けておくと、投票をスムーズに行うことができます。
- ②「証明書」をお持ちでない場合でも、引き続き大阪府内に住所を有していることが確認できれば投票できますが、受付で確認に時間を要しますのでご了承ください。

3月4日以降に羽曳野市内で転居届出をされた方は、転居前の住所地の投票所になりますのでご注意ください。